

大地震が発生したそのとき…

あなたの家は地震に耐えられますか？



いつ・どこで大地震が発生してもおかしくない、地震大国・日本。安曇野市では、昭和56年5月以前に着工された戸建て住宅にお住まいの方を対象に、耐震化に関する補助事業を行っています。まずは専門家による耐震診断を受け、ご自宅の地震に対する強さを知ることから始めましょう。

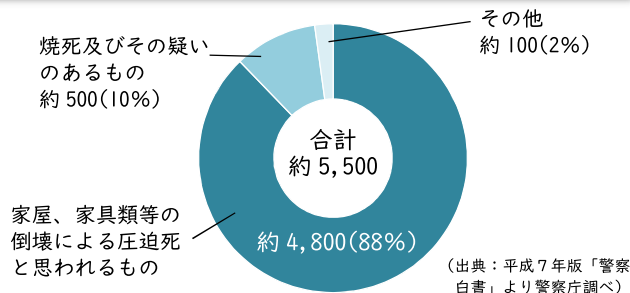
■主な補助内容（在来工法の木造住宅の場合）

- ・木造住宅耐震診断士による**無料耐震診断**
- ・耐震改修費用の**4/5（上限100万円）**、除却費用の**1/2（上限83.8万円）**



阪神・淡路大震災における死因の約9割は建物の倒壊によるものです。

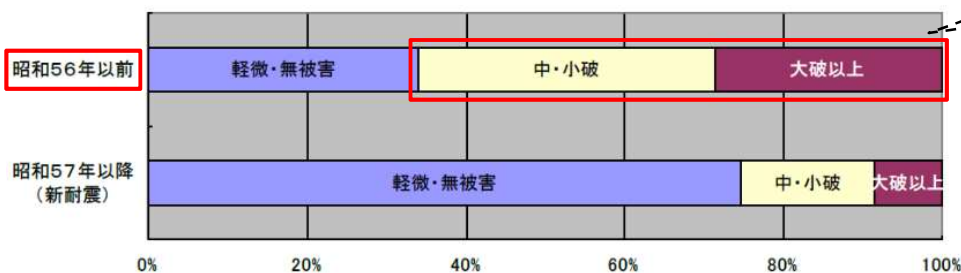
平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災において、地震の直接的被害により亡くなった方は約5,500人。このうち約9割が住宅や建築物の倒壊によって亡くなっています。早朝に発生した地震であったため、自宅で就寝していた方が多く、倒壊した家屋や家具の下敷きとなってしまったのです。



旧耐震基準（～昭和56年5月）で建てられた住宅は、大きな被害を受ける可能性があります。

昭和53年の宮城県沖地震等の被害状況を受け、昭和56年に建築基準法の耐震関係規定が見直されました（昭和56年6月1日施行、新耐震基準）。その後、発生した阪神・淡路大震災においては、昭和56年以前に建築されたもの（旧基準による）について被害が大きかったことがわかっています。

《阪神・淡路大震災における建築時期による被害状況》



3分の2が大破または中・小破

住宅の建築年は、毎年4月に送られてくる固定資産税の納税通知書などから確認できます。



《詳しい申請方法・補助対象などは、裏面をご確認ください》

ステップ1 耐震診断を受けましょう

《問い合わせ先》

〒399-8281 安曇野市豊科 6000 番地
安曇野市 都市建設部 建築住宅課 住宅係
TEL 0263-71-2245 (直通)

市HPでのご案内

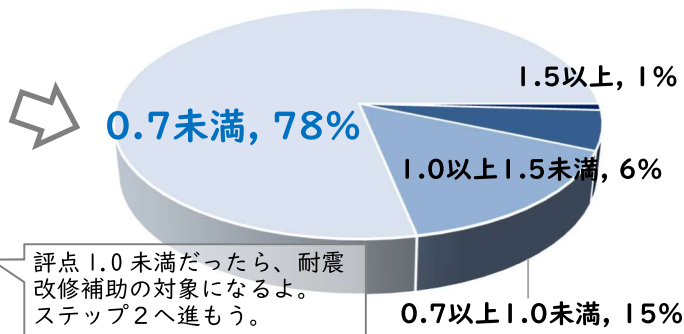


■ 耐震診断の助成制度の概要 (令和5年度)

構造別	在来工法の木造住宅	左欄以外の住宅
対象となる住宅	① 現に自らが 所有及び居住 (居住予定含む) ② 昭和56年5月31日以前 に着工された戸建て住宅 ※兼用住宅や、増改築がある場合、面積や工事時期によっては対象とならないことがあります。 ※特殊な工法の場合、対象とならないことがあります。	
耐震診断の補助	診断無料	経費の2/3を補助 《 限度額 89,000円 》
診断の流れ	(1) 申込後、市が委託した「長野県木造住宅耐震診断士」から日程調整の連絡があります。 (2) 診断士がご自宅へ伺い、室外・室内で診断を行います。原則として、全ての部屋を見させていただきます。 (3) 後日、診断結果をお送りします。	(1) 事前に市に相談し、助成を受けられるか確認をします。 (2) 交付が決定したら、建築士に耐震診断を依頼し、診断を受けてください。※基準あり

診断結果の見方 (震度7程度の地震が起きたときに…)

安曇野市 H28~R2 の無料診断結果 (計 559 件)



ステップ2 耐震改修工事をしましょう

必ず**契約・着工前**に市にご相談ください!

■ 耐震設計・耐震改修工事の助成制度の概要 (令和5年度)

構造別	在来工法の木造住宅	左欄以外の住宅
耐震設計の補助	(補助はありません)	耐震設計費の2/3を補助 《 限度額 20万円 》
耐震改修の補助	耐震改修工事費の 4 / 5 《 限度額 100万円 》 除却工事費の 1 / 2 《 限度額 83万8千円 》	

※補助件数には限りがあります。所得・滞納状況などにも要件があります。

「低コスト工法」が、増えています!

耐震改修専用の工法を用いることで、天井や床の解体・復旧を最低限にし、低コストで耐震性を向上させます。

- ☑ 工事費を抑えられる
- ☑ 廃棄物が少なく環境にやさしい
- ☑ 工事期間が短くて済む
- ☑ 認定を受けた工法で安心

長野県では事業者を対象に、耐震改修の技術や低コスト工法などを学ぶ講習会を毎年開催しています。松本地域でも50社以上が講習を受けており、業者リストは市ホームページでも公開しています。